三一一　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　六　二

三一二　パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件　六　二

三一三　モトフォウア高等教育施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とソバル政府との間の書簡の交換に関する件　六　二

三一四　第四次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　六　二

三一五　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件　六　二

三一六　航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の付表の改正に関する書簡の交換に関する件　九　特45　一

三一七　パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一二　二

三一八　ダルエスサラーム市交通機能向上計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　二

三一九　ルスモ国際橋及び国境手続円滑化施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　二

三二〇　コンセプシオン市及びピラール市給水システム改善計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　三

三二一　万国郵便連合憲章の第八追加議定書のエストニア共和国による批准等に関する件　一三　二

三二二　第二次東デメララ貯水池修復計画のための贈与に関する日本国政府とガイアナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二〇　二

三二三　無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件　二〇　二

三二四　紛失の届出により失効した旅券の告示　二〇　204　三

三二五　ベナン共和国における貧困農民支援に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件　二一　二

三二六　バングラデシュ人民共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二一　二

三二七　ウガンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二一　二

三二八　チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二一　三

三二九　中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二一　三

三三〇　レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二一　三

三三一　南太平洋経済交流支援センター設立に関する協定の有効期間の延長に関する件　二一　三

三三二　マンムナイ橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

三三三　コミュニティ・先住民ラジオ放送局番組制作機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とコロンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

三三四　バーミヤン郡道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とアフガニスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二九　三

三三五　千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約へのガーナ共和国等の加入に関する件　二九　三

三三六　千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書へのアラブ首長国連邦の加入等に関する件　二九　四

三三七　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　三〇　四

三三八　万国郵便条約の改正に関する件　三〇　211　四八

○財務省

二八七　物価連動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価連動国債の想定元金額の算出に関し必要な事項を定める件の一部を改正する件　一　四

二八八　歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件の一部を改正する件　一　五

二八九三　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七　196　一

二九四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　七　196　三

二九五　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　七　196　四

二九六　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七　196　四

二九七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七　196　四